

令和7年度 入谷中学校 生活の決まり

1 校内生活の基本

- (1) 入谷中学校の生徒としての自覚をもち、責任ある行動をとる。
- (2) 生活時間を守り、規律正しい生活をする。
- (3) 自ら正しい行動をし、みんなが楽しく安全な生活を過ごせるようにする。

2 登校・下校

- (1) 8時10分から8時25分の間に登校し、教室で朝学習の準備をして着席する。
(特別に指示のない限り8時10分よりも前に校舎内に入ることはできない)。
- (2) 遅刻してきた生徒は職員室に寄り、「登校カード」に記入して、職員室の先生に渡す。
- (3) 登校後、先生の許可なしに校外には出ることはできない。
- (4) 自転車通学は禁止する。(部活動で特別に認められた場合を除く)
- (5) 朝礼の日は8時25分までに登校し、教室で出席確認した後、担任の先生の指示で廊下に整列し、体育館に移動する。遅刻者はカバンを持って直接体育館に移動する。
- (6) 終学活が終わったら、速やかに下校する。下校時刻は以下の通り。

※特別活動:学級活動、生徒会活動、部活動、学校行事等

特別活動がない場合	15時(5時間授業の日)、16時(6時間授業の日)
特別活動がある場合	18時30分(3月~10月)、18時(11月~2月)

- (7) 登下校は、通学路を守って寄り道をせず自宅に帰る。帰宅後に出かける場合には、標準服から私服に着替えてから出かける。
- (8) 部活動や委員会等の理由以外で、下校後や休日にやむを得ず登校する場合には、学校に連絡をしてから標準服または体育着・ジャージで登校する。

3 服装・通学鞆

「冬服」か「夏服」を選んで着用する。(その日の気候や健康状態から判断する)。

※ただし、行事や儀式等において、事前に服装を指定することがある。そのため、冬服・夏服はいつでも用意できるようにしておくこと。

※ネクタイやベルトなど、忘れ物をした場合は必ず職員室にきて貸し出しの手続きをすること。

(数に限りがあるため、貸し出し品の数が足りないときもある)。

(1) 冬服

ブレザー シャツ ネクタイ	学校指定のブレザーを着用する。 白のワイシャツを着用する。(半袖・長袖はどちらでもよい)。 学校指定のネクタイを着用する。 ※ワイシャツ・ネクタイ姿(ブレザーなし)での登下校も認める。
スラックス スカート	学校指定のチェック柄のスラックスまたはチェック柄のスカートを選択し着用する。 ※スカートの丈は膝が隠れる長さとする。
靴下	靴下の色は白・黒・紺・グレーとする。小さなワンポイントは可。くるぶしが完全に隠れる長さのものを着用する。
肌着	透けたり、襟元から見えたりしないものを着用する。白、グレー、ベージュが望ましい。

ベルト	(スラックスの場合のみ) 黒で極端に細くない(太くない)、装飾などがついていないもの。
上履き	体育館履きを兼ねる。学年カラーの上履きを着用し、かかとを踏みつぶして履かない。
通学靴	運動靴(色指定なし。運動がしやすく、安全なもの)または学生用革靴(黒・こげ茶)を着用する。 装飾がないもので、柄やロゴについては、派手でないものとする。ワンポイント程度が望ましい。 ハイカットの靴やブーツ等は不可とする。 学生用革靴を履いてきた場合、校庭での保健体育の授業時は、運動靴に履き替える。 雨天の場合に限り、長靴での通学も認める。

(2) 冬服に関する特記事項(防寒のために着用してもよいもの)

セーター ベスト カーディガン	Vネックで、スクールセーター・スクールベストなどの編み目が細かいものとする。 色は、黒・紺・グレー・白の単色とし、小さいワンポイントは可とする。 ブレザーの下や袖から見えない大きさのものを着用し、はみ出すものは不可とする。 ※登下校時は、ブレザーかシャツ姿のみ可として、セーターやベスト、カーディガン姿は不可とする。(いずれも標準服ではないため)
コート	黒・紺・グレーのスクールコート、ピーコート、ダッフルコートを着用してもよい。 ベンチコート、ジャンパー、ダウンコートは不可とする。
タイツ レギンス(スパッツ)	・タイツは、スカートの場合のみ着用してよい。 黒タイツ(透け感のないもの)を着用してもよい。ただし、体育着を着用する時は、靴下に履き替える。 ・レギンス(スパッツ)は、スラックスの場合のみ着用してよい。 黒、紺、グレーを基調としたレギンス(スパッツ)を着用してもよい。ただし、スラックスのすそから見えないものを着用し、靴下も着用する。ただし、体育着(半ズボン)のときは脱ぐこと。
マフラー ネックウォーマー 手袋 帽子 イヤーマフ	特に指定はないが、派手でないものを着用する。

※靴下の色は、入学式や卒業式のときでも統一しない。タイツ・セーター・カーディガンは、入学式と卒業式のときには着用しない。(理由:標準服ではないから)

(3) 夏服

ポロシャツ	・学校指定の白色または紺色のポロシャツを着用する。 ・第一ボタンまでは開けてもよい。 ※夏期はネクタイはつけない。
スラックス・ベルト スカート 靴下 肌着 上履き・通学靴	冬服のきまりと同様とする。

(4) 夏服に関する特記事項(防寒・防暑のために着用してもよいもの)

ジャージ	ポロシャツ姿で寒い場合には、学校指定のジャージ(上)の着用を認める。 ただし、指示があった場合には脱ぐこと。
帽子・日傘	熱中症対策として、帽子(キャップ)・日傘の使用を認める。

(5) 通学鞆

メインバッグ サブバッグ	・特別な指示がない限り、指定のメインバッグを使用する。(兄弟などから旧型の通学鞆を譲り受けた場合、その使用も認める)。 ・サブバッグ(指定)は荷物が多い場合など、必要があれば使用する。 ・メインバッグ、サブバッグに1個ずつお守りか目印になるキーホルダーをつけてもよい。ただし、大きさは手の中に入る程度のものとする。 ・メインバッグ、サブバッグは必ず毎日持ち帰る。
-----------------	--

4 頭髪

(1) 清潔感があり、学習に支障がない髪型とする。前髪は、目にかからない程度とする。長い場合はヘアピン、パッチン留め等を使い、両目のラインより外側で留め、落ちないようにする。前髪以外の頭髪は、襟にかからない程度とし、肩にかかったら切るか縛る。髪を結ぶ場合は、後ろで結び、顔周りに髪がかからないようにする。

(2) ヘアゴムの色は黒・紺・茶(こげ茶)とする。ヘアピンは、大きすぎないものを付ける。色は黒・紺・茶(こげ茶)とする。パッチン留めは、大きすぎるものや装飾がついていないものを付ける。色は黒・紺・茶(こげ茶)とする。

(3) 禁止事項

- ・髪型を特異な形にすること。(そり込み・編み込みなど)
- ・長さに極端な段差をつけること。
- ・染色や脱色をすること。
- ・パーマ、エクステ、整髪料をつけること。

定期的な、身だしなみチェックを実施します。日頃から身だしなみを整えておきましょう。指導があった場合は、速やかに直しましょう。

5 その他の身だしなみ

- ・まゆ毛をいじることは禁止。
- ・色つきのリップクリームや口紅は禁止。(無香料のリップクリームは可とする)
- ・付けまつ毛、アイプチ等の化粧は禁止。
- ・ピアス、ネックレス・ミサンガ、ヘアゴムを手につけるなどの装飾品も禁止。
- ・爪は長くないように清潔にしておく。

6 持ち物

学習や学校生活に必要なものは、持ってこない。

※持ってきた場合には、登校後に必ず職員室に届け、預かってもらう。

⇒不要物の持ち込みがあった場合には、学校で保管をし、保護者に取りに来ていただく。

※特別な事情がない限り、生徒間で物の貸し借りはしない。(教科書や体育着など)

- ・スマートフォン、ゲーム機、漫画、トランプなど遊び道具も禁止とする。
- ・「腕時計」は特別な指示がない限り持ち込まず、学校の時計を使う。

- ・原則「金銭」は、持参しない。必要があって持ってきた場合は、登校後すぐ、学級担任等に預ける。
- ・「くし」「ブラシ」はトイレでのみ使用可として、鏡はトイレに設置してあるものを使用すること。
- ・制汗シートは「無香料」と書かれたものに限り認める。液体やスプレーは、喘息の誘発や目に入るなどの危険を伴うため、禁止とする。使用場所は、更衣室のみとし、ゴミは自分で持ち帰る。
- ・カイロの持ち込みは認めるが、必ず持ち帰る。使用については教科の先生の指示に従うこと。
- ・「ひざかけ」は足元の防寒対策として使用を可とする。持参する場合は、黒、紺、茶などの派手でない単色で、必ず記名をする。また、使用するときは肩から掛けることは禁止とし、使用については教科の先生の指示に従う。廊下では使用しないこと。
- ・タブレット端末は、原則毎日自宅で充電をすませ持参すること。(詳細は別紙)
- ・生徒手帳は毎日持参すること。

7 学校生活

- (1) 校内では静かに生活し、他人の迷惑にならないようにする。
- (2) 校舎・施設・設備・備品を大切にし、校内美化を心がける。
- (3) 廊下は、右側通行を励行する。
- (4) 火災などの思わぬ事態が発生した場合は、すぐに先生に知らせる。また、先生の指示に従い行動する。
- (5) 病気、けがが発生した場合は、養護教諭に申し出て指示に従う。
- (6) 自宅学習の指示があった場合は、指定された時間まで家で学習をすること。
- (7) 他学年のフロアは、授業で必要な特別教室以外は原則として立ち入らない。(緊急の場合は、学年の先生に相談し、許可がおりたら移動する。)
- (8) 放課後は、委員会や部活動など、正当な用事のある場所以外に立ち入ることはできない。用がなければ速やかに下校すること。自分のクラスの教室も、部活動出席確認時刻(5時間授業:15時、6時間授業:16時15分)以降は、先生の許可なく立ち入らない。
- (9) トイレは、原則として自分の学年フロアの西側トイレを使用すること。
- (10) 定期考査1週間前と成績処理期間は、職員室に入室できない。
- (11) 他校の学校行事を見学すること、他校の生徒を入谷中の学校行事などに呼ぶことは、トラブルの原因となるため、足立区で禁止している。また、行事後に生徒だけの「打ち上げ」は実施しないこと。

8 諸届

欠席・遅刻・早退の届は、その日の8:25までに、保護者が理由とともに、H&S または電話で連絡をする。8:25以降に連絡をする場合には、電話で行う。

9 証明書・学割書

証明書関係は学級担任に申し出て、必要な指示を受ける。

10 備考

- ・ここに示されていない検討事項が出た場合には、職員会議等を経て決定する。
- ・この「生活の決まり」を保護者の方ともしっかり確認し、決まりを守って生活すること。